平成３０年（フ）第６５１号
福岡市南区花畑１丁目46番９―202号
債務者　島田　礼子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６６３号
福岡市城南区田島２丁目１番27―201号
債務者　柿田　剛
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６６６号
福岡県春日市日の出町３丁目１番地１　アーベインビオ春日５―101号
債務者　白倉比呂子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７１号
福岡市中央区小笹４丁目９番６―114号
債務者　板橋　あや
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７７号
福岡県糸島市高田４丁目９番20号
債務者　吉田　八
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６８９号
福岡市東区三苫７丁目20番12―２号
債務者　永冨健太郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９１号
福岡県大野城市白木原１丁目１番62号　コリール白木原303号
債務者　嘉屋　周平
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１号
大分県日田市大字南豆田470番地２　エースコーポＢ105号
債務者　中島　守
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第２０９号
仙台市太白区向山１丁目３番50―109号
債務者　櫛部　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２１８号
仙台市青葉区花京院２丁目１番８号　コーポ板橋302、従前の住所仙台市宮城野区鉄砲町東５番地の６　ダイアパレス榴ヶ岡公園904
債務者　小山　由歌（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
茨城県那珂郡東海村大字村松231番地１
債務者　郡司　和子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１０１号
茨城県那珂市菅谷5411番地２　グリーンハイツせやＡ―201
債務者　山口　則幸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６号
茨城県常陸大宮市野中町3124番地の８
債務者　澤畠　和哉
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１２４号
茨城県水戸市三の丸２丁目10番25号
債務者　工藤倭華奈
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８６号
茨城県下妻市半谷502番地２　コーポ弐番館101号室
債務者　鶴見　将大
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第４８８号
京都市伏見区向島津田町162番地20、前住所京都市山科区西野山中鳥井町39番地17
債務者　寺石　眞澄
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係